

みえプロフェッショナル・モビリティ人材育成講座運営等業務委託 仕様書

1 委託業務名

みえプロフェッショナル・モビリティ人材育成講座運営等業務委託（以下「本業務」という。）

2 委託業務の概要・目的

本県においては、人口減少等に伴い、学校や病院、スーパーマーケット等、日常生活に不可欠な施設の統廃合が進み、若者の通学や、高齢者の通院、買い物などを支える地域交通の重要性が高まる中、教育・医療・福祉等、様々な分野との連携による地域交通施策の実施が一層重要となっている。

こうしたなか、効率的な地域交通へのリ・デザインを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備、モビリティデータを活用できる人材の育成等を進めていく必要があるが、県内市町においては、職員の「ノウハウ不足」や「人員不足」などにより、課題解決に向けた交通施策の企画・検討を行う体制が十分に構築できていないことが大きな課題となっている。

本業務では、地域交通の課題解決に向け、「有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会（※）」で得られた成果もふまえながら、①地域の課題の的確な把握とデータに基づく施策の企画・立案力、②スクールバスや施設の送迎バスなどの地域の輸送資源をフル活用するために必要な様々な関係者との調整力、③地域の実情に応じた移動手段の設計力を有する”交通のプロ”を育成するための連続講座を開催する。

※有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会

令和8年1月、三重県が静岡県とともに設立。10県の知事が参画し、地域交通の司令塔である地方公共団体や関係者が、より簡易にデータを収集し、かつ、データ保有者が安心して提供できる環境の整備を目指すとともに、各地域が抱える課題を解決するため、国とも連携しながら、交通空白の解消に向けて、地域の特性に応じた公共交通の新しい取組を進めることとしている。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月12日（金）まで

4 委託内容

本業務の目的を達成するため、以下の項目について本県と連携し業務を進めることとする。

(1) 年間カリキュラムの作成

①対象者

県内市町の交通政策担当職員

※1市町あたり1～2名を想定

※連続講座として開催するため、原則は同じ職員が出席することを想定しているが、場合によっては代理出席も可とする。

②講座内容（案）

- ・以下のテーマを含むこと。
 - 地域交通に係る法体系や補助金制度
 - 路線バスの再編（路線の統合や車両のダウンサイジングによる代替手段の導入等）
 - 公共ライドシェア等の新たな移動手段の活用方法
 - 他分野（医療、福祉、教育、観光等）との連携方法
 - 各種モビリティデータの収集・活用方法
- ※ 今年度当課で実施する「モビリティデータ活用モデルの構築事業」の実証で明らかになったモビリティデータ活用における成果と課題や、「有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会」で共有された他県の優良事例を取り扱うこと。
- ・以下の実施手法を各1回以上組み合わせること。
 - セミナー（1回あたり2～3時間程度、対面とオンラインのハイブリット）
 - グループワークやワークショップ（1回あたり2～3時間程度）
 - 地域公共交通の課題解決に取り組む先進地を視察するフィールドワーク（日帰りまたは1泊2日）

○実施スケジュール（案）

令和8年7月	年間カリキュラムの作成
令和8年8月 ～ 令和9年1月	講座の開催（5～6回程度を想定）
令和9年2月	業務報告書の作成

（2）参加者の募集とりまとめ、受付

- ① 当課が提供する名簿に基づき、県内市町の交通政策担当職員に対して電子メールにより講座の開催を周知する。
- ② 参加者のとりまとめや当日の受付業務等を行う。

（3）講座の実施

- ① （1）で作成する年間カリキュラムに基づき、講師やファシリテーター、必要な機材等の手配を行う。
- ② 研修資料の内容は事前に当課と調整のうえ決定するとともに、会場では紙資料を配布する。
- ③ 会場は受託者が準備する。
- ④ セミナーは対面とオンラインのハイブリット形式で開催する。Zoom もしくは Microsoft Teams を使用し、配信内容を録画する。
- ⑤ フィールドワークの実施にあたり、視察に必要な移動手段の手配や視察先との調整等の企画・運営を行う。なお、視察に伴う宿泊費は参加者の負担とする。

（4）アンケートの実施

講座ごとに、理解度、満足度、改善要望等に関するアンケート様式を作成し、受講者に対してアンケートを実施する。

(5) 業務報告書の作成

講座の実施報告（内容、参加者数、アンケート結果等）や、本事業によって得られた成果や課題を取りまとめた業務報告書を作成する。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義については、県と業務受託者とで十分に協議を行うこと。
- (2) 本業務の履行に際し必要となる調査や検討に必要な資料の収集は、原則として、県の指示により業務受託者が行わなければならない。
- (3) 業務受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、業務受託者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等、本業務に必要な費用の一切を本業務委託料に含むものとする。ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と業務受託者とで取扱いを協議する。
- (4) 本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定するものとする。
- (5) 本業務における成果品の所有権及び著作権等は、全て三重県に帰属するものとする。

6 必要書類の提出等

業務受託者は、本業務に係る契約の締結後、県と事前打ち合わせのうえ、速やかに三重県地域連携・交通部交通政策課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 実施計画
- (2) 業務工程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

7 成果品

(1) セミナーの配信映像

受託者は、各セミナーの開催後、録画したオンライン配信の映像を県に提出するものとする。

- ・提出期限 各セミナーの開催日から1週間以内
- ・データ形式 MP4ファイル

(2) 業務報告書

受託者は、全事業実施後、事業全体の実施記録を作成するとともに、業務報告書を県に提出するものとする。

- ・提出期限 令和9年2月12日（金）
- ・業務報告書及び各講座の資料については、紙資料と電子データ1式を納めること。

8 特記事項

- (1) 委託者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (2) 本事業は、国土交通省の地域交通確保維持改善事業費補助金を活用して実施することから、同補助金の交付要綱に基づき処理し、必要書類の作成や手続きを支援するとともに、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

- (3) 契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守すること。なお、個人情報の保護に関する法律第176条、180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるため留意すること。
- (4) 業務受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 業務委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、業務委託者と協議を行うこと。
- (5) 業務受託者が（4）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。